

○出席委員（7人）

林 健 太 委 員 長

梅田宏希副委員長

林 丸 美 委 員

大 西 洋 紀 委 員

千 住 啓 介 委 員

三 好 宏 委 員

佐 々 木 敏 委 員

○欠席委員

な し

○議事

- (1) 調査報告書取りまとめに係る意見陳述について…………… 2
- (2) 次回の委員会審査について…………… 14

○林健太委員長　ただいまから、地方税法上の守秘義務調査特別委員会を開会いたします。

本日は、これまで行ってまいりました証人喚問等を踏まえて、本委員会の調査事項である泉市長が行った市税情報のツイッターへの開示に関する事項、及び市税情報の不適正な取扱い及び管理に関する事項についての調査報告書取りまとめに係る各委員からの意見聴取を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、千住委員からお願いいたします。

千住委員。

○千住啓介委員　自民党真誠会の千住でございます。

私のほうから、調査報告書取りまとめに係る意見の陳述をさせていただきたいと思います。

今回の特別委員会の目的は、今回の事件の原因として、組織に問題がなかったのか、事務執行が適正に行われていたのか、そして、今後どのようにすれば、このような事件が起こらないのか、市として再発防止をどのように講ずるかについて調査を行っていくこととなっております。

調査項目としては、先ほども委員長が述べられましたとおり2点あります。①泉市長が行った市税情報のツイッターへの開示に関する事項、②市税情報の不適正な取扱い及び管理に関する事項であります。すなわち、市長のツイッターでA社の税情報を不特定多数の方が見られるような発信は、地方税法第22条に抵触する疑義があり、この行為の背景、意図を明らかにし、組織としての妥当性の有無、再発防止の徹底策を導くものであります。

当特別委員会を開催し、約2か月間、市長をはじめ他の尋問等において事実が明らかになってまいりました。

まずは、今回の事件の大きな争点の1つ、地方税法第22条違反の疑いについてであります。地方税法第22条は、「地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する」と規定しております。税の徴収に関する事務に従事する者に対し、厳しい守秘義務を課しております。地方公務員法の守秘義務違反の場合は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金という処罰から見ても、地方税法は厳しい守秘義務を課してい

るということが理解できます。

今回、ツイッターにおいて公開した税情報は、本条に定める「事務に関して知り得た秘密」に該当するものであり、総務省もそのような見解を示しております。また、市長をはじめ、他の尋問者からの証言においても、当然に地方税法第22条に規定する「秘密」に該当するものと示しております。この秘密事項をツイッターで発信したことは、地方税法第22条に抵触していると考えております。

しかしながら、市長は、この秘密事項である税情報を発信した行為を、形式的には地方税法第22条違反に当たるかのような外観を呈しているが、実質的には、目的の公益性と態様の相当性で違反ではないと繰り返し証言を行い、また、各種報道の取材でもそのように発言しているところでもあります。

果たして本当に、守秘義務を課せられている秘密事項である税情報を発信した行為に公益性があるのでしょうか。私には、到底理解できません。市長は、国民、市民の知る権利に寄与するためとし、ある意味、ブラックボックス化した政治ではなく、市長の政策判断の過程を知らせることは、政治への信頼を確保するためにも必要であり、当該企業との面談の経過について、一定程度市民に知らせる必要があったと説明しております。そうであれば、協議内容全てを発信するべきであり、また、相手方に発信する旨の許可を得る努力を行うべきであったのではないのでしょうか。

市長は、企業側から来年度から払えそうですという話であったことも含めてツイートしたと述べているが、ツイートの文面には、そのような説明はされておられません。今回のツイートの内容は、企業との面談の内容が断片的に記載されているだけで、それによって一定の政策判断が行われたことは、市民に伝えられていないと言えるのではないのでしょうか。しかも、法人市民税のゼロ額のところをあえてマーカーで強調し、多額に納税していることが分かる箇所は載せていないということは、何かしらの意図があると考えるのが妥当であると考えます。そもそも、面談の内容を伝える必要性がどれだけあるのかが明確ではありませんでした。

そして、工場緑地の問題とは別であると説明がありましたが、ツイッターの文面からは、工場緑地の問題と当該企業の税金の問題がつながっているかのような印象を受けました。また、その前後のツイッターも、我々議員が提案した緑地率の緩和条例は間違っていると印象づけるような投稿であり、そのことを報じたメディア批判やそのメディアとA社がつながっているというツイートであったようにも記憶しております。このようなことから、今回の事件は、政策過程を市民に

知らせるといふ類いのものでなく、むしろ市長と相反する緑地率条例への批判めいたものであり、A社への攻撃性をも印象を受けるものでありました。よって、本件ツイートが市長の言う、政治への信頼の確保につながるとは、到底判断できません。

また、公益性についても、尋問等を通じ見出そうと努力してまいりましたが、特定の個人や組織のみではなく、広く社会一般の利益に関わる目的は、見出すことができませんでした。市民の知る権利や目的の公益性の判断基準も、市長の主観のみによるもので、客観性に乏しく、極めてあいまいであり、法人市民税についての話が企業との面談の一議題であったからという理由だけで、地方税法の守秘義務を犯してまでツイートする行為に公益性と相当性は見いだせません。

今回の争点となる、地方税法22条違反の疑いのまとめをさせていただきますところであります。市長は、違法ではないという理由として、投稿の目的の公益性と態様の相当性を主張しておられますが、いずれの理由も根拠としてあいまいであります。地方税法に定められている納税者の秘密を守ることを以上の理由にはなり得ないと結論づけました。

よって、市長がツイッターに投稿した企業の法人市民税の税額は、地方税法第22条に規定する「秘密」に該当することは明らかであり、これをSNSで不特定多数の第三者が見られる状態にした行為は、地方税法第22条に抵触するのではないかとの疑義を否定すべき積極的な理由は見当たらないものと考えます。

最後に、もう一点、明石市行政の組織のいびつさを指摘させていただきます。2月14日には、税務室で今回の事件について協議がされたことが尋問において分かりました。また、同日、両副市長もこの件を知ったと証言がありました。しかしながら、課税情報が第三者から見られる状況であったことを認識していたにも関わらず、市長の個人的な問題として、市長への進言等、何も行わなかったことは、納税者の秘密と利益を守る徴税吏員として、さらには、市民の幸福を追求する市役所職員として、適切な対応であったとは決して言えるものではありません。

そして、全国一多いと自慢げにしていた弁護士職員においても、その後のコンプライアンスチェックなどの指摘は一切行っていません。これは、弁護士職員としての権能を生かせていないどころか、機能していなかったと言えるのではないのでしょうか。

普段は、副市長以下全職員も市民の幸福を追求する市役所職員として従事しており、税務室の職員は、徴税吏員としての自覚を持って対応しているということ、

認識しておることは言うまでもありませんが、至って泉市長の関係事案になれば、その職務や権能を全うできていない状況に陥ってしまうことは、組織としていびつきがあると云わざるを得ません。

明石市は過去に大きな事故を起こし、市民の命と信頼をなくしてしまいました。この教訓として、些細な案件においても、組織として多くの者で共有し、一丸となって改善していくことが大切であり、また、そのことを実行してきたからこそ、発展してきた今の明石市があるのではないのでしょうか。

泉市政になってから、人口増など明るい部分が表面化しておりますが、本来、絶対忘れてはならない事故の教訓を生かした明石市職員のあるべき姿勢が損なわれつつあると云わざるをえません。今後の明石市はそんなことはないと強く信じております。

また、この特別委員会開催に否定的な意見も散見されましたが、議会の権限である行政の監督権を放棄し、今回の特別委員会を開かなかつた場合、法に抵触するおそれのある行為をそのまま放置し、先ほど指摘した泉市政の組織のいびつきも継続することになっていったものと想像できます。今回の事件を契機として、市長に対してでも、駄目なものは駄目と言える組織体制の構築を早急に行うべきであります。

結びに申し上げます。市長がツイッターに投稿した企業の法人市民税の税額は、地方税法第22条に規定する「秘密」に該当することは明らかであり、これをSNSで不特定多数の第三者が見られる状態にした行為は、地方税法第22条に抵触することを否定すべき積極的な理由は見当たらないものであると再度申し上げ、私の意見表明といたします。

○林健太委員長 次に、佐々木委員、お願いいたします。

佐々木委員。

○佐々木敏委員 私のほうからは、まず、地方税法第22条についてでございますが、市長は、自らの証言で、市長は徴税吏員であると言われております。そうであるならば、当然、地方税法第22条を守らなければならないわけです。ところが、一企業の税情報を自らのツイッターに載せました。これは、守秘義務違反ではないのかとの尋問に対し、実質的には目的の公益性と態様の相当性で違反ではないと言われております。特に、態様の相当性とはどういうことなのか、よく分かりません。何をもちて相当性があるか、明確に示されておられません。相当性があったかどうかの判断基準も、市長の主観によるもので客観性に乏しく、極めて

あいまいであります。法人市民税についての話が企業の面談の一議題であったからという理由だけで地方税法の守秘義務を犯してまでツイートする行為に相当性は見出せません。

結論として、市長がツイッターに投稿した企業の法人市民税の税額は、地方税法第22条に規定する「秘密」に該当することは明らかであります。これをSNSで不特定多数の第三者が見られる状態にしたことは、地方税法第22条に抵触する疑いがあると考えます。

続いて、市の組織体制についてですが、市の職員の証言で、ツイッターへの課税情報投稿に対して市長への進言は行っていない。また、市長の証言で、市長の判断が全てに優先する組織体制に何の問題もないとありました。明石市の組織体制に危ういものがあると感じました。このままでは、また同じようなことが起こり得るのではないかと思います。しっかり検証し、今回のようなことが起こらないようにしないといけないと思いました。

続いて、証言の食い違いについて、市のホームページに市長のツイッターが掲載されたことを市長は知らなかったと答えましたが、市長室長は、市長と協議の上、掲載したと証言しています。市長の証言どおりであるならば、個人的な市長のツイッターを、市長の了解もなく掲載するようなことを市の誰ができるのでしょうか。全く不思議なことであると思っております。

私からは以上でございます。

○林健太委員長 次に、大西委員、お願いいたします。

大西委員。

○大西洋紀委員 重複する部分も多くあるかとは思いますが、私からは、調査項目中の税情報の取扱いについての最終意見を申し上げたいと思います。

まず、このたびの当該委員会における尋問によって確認できた事実として、市長と企業との面談に際し作成された税情報に関する資料は、市長から指示を受けた徴税吏員ではない市長室の担当者から税務担当課に依頼があり、市長室職員の業務用アドレスにメールで提出されたということが判明いたしました。この事実を元に、税情報の取扱いについて関係市職員等の証言を聴取したところ、一つ、徴税吏員が扱うことのできる課税情報を徴税吏員以外が見ることはできない。二つ、徴税吏員は、地方税の調査、徴収に関する事務においてのみ、その秘密、税情報を知ることができる。三つ、徴税吏員間であっても、メールでのやりとりについては、基本的には考えにくい。四つ、徴税吏員以外が、業務上、税の情報を

必要とする場合は、税情報の利用申請が提出され、その必要性を精査した上で使用を許可している。五つ、本人の同意またはその他の法令で特別の定めがある場合にのみ、税情報を提供することができる。六つ、納税額の多い少ないによって政策が変わることは基本的にありえないと認識している、というような以上の証言を確認いたしました。

それに対して、市長にも税情報の取扱いについて証言を聴取したところ、市長は、一つ、徴税吏員でない職員が税情報を見ることには何の問題もない。二つ、税情報のメールでのやりとりについても、何の問題もない。三つ、例えば、待機児童に関する資料と税情報に関する資料とは、庁内の情報共有の手段として全く同じである。四つ、税情報の取扱いは慎重を要するテーマである。五つ、公文書公開請求で非開示にしている同じ企業の課税情報でも、情報公開条例に基づく非公開の決定と市長自身のツイッターでの公開とでは、場面が違うので、全く矛盾しない。個別に、総合的、全体的に判断してツイートしたのは、全く場面が違うので、比べること自体が不合理である。六つ、政策判断に際し、企業の課税情報を活用する必要はあるし、また、今後も続ける。また、納税額の多い少ないによって政策判断に影響は当然にあるとの証言を確認いたしました。

以上の両者の証言に基づき、冒頭に申し上げました、市長と企業との面談に際し作成された税情報に関する資料は、市長から指示を受けた徴税吏員ではない市長室の担当者から税務担当課に依頼があり、市長室職員の業務用アドレスにメールで提出されたという事実に対しての私の判断を申し上げたいと思います。

一つ、前述の尋問に対する証言から、税情報の取扱いについての認識が、市長と税務関係職員等との間で乖離していることは、明白であります。市長は、自らが徴税吏員でありながら、税情報の取扱いがあまりにもずさんであるとしか言えないと判断いたしております。二つ、公文書公開請求については、「地方税法の規定により公にすることができない情報である」として、税額が非公開にされ、また、企業名についても、「税目の名称と併せて法人の名称等が公になることにより、市が特定の目的で当該法人の税額を調査しているとして、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ、または、当該法人に不利益を及ぼすおそれがある」として、市長として非公開の決定を行ったにも関わらず、場面が違うからといって、その都度、判断が異なってしまうのであれば、情報公開制度、ひいては市の個人情報保護に関する信頼が根底から揺らぐ危険性があると判断するものであります。三つ、市長は税情報の取扱いには慎重を要すると発言しながらも、徴税吏

員でない職員が情報を見られる状態であることには何の問題点も感じておらず、また、他の待機児童に関する資料等と、税務情報が同等の扱いであるとの発言からも、税情報を守ることの重要性を理解しているのか、甚だ疑問であると判断するものであります。四つ、そもそも、今回の企業の面談に際し作成された資料作成自体も、税情報の利用が職務遂行上必要な範囲と言えるのか、甚だ疑問であると判断するものであります。五つ、市長の税情報の取扱いに対する認識の甘さは、市政の根幹となる市税の徴収事務に対する信頼を損ない、市政全般に対する信用失墜に繋がると判断するものであります。六つ、政策判断に課税情報を活用することについても、税情報の目的外利用に当たるのではないかと考えるものであります。ましてや、一企業の納税額の多い少ないが、政策判断に影響を与えることなど到底あり得ないと判断するものであります。

以上の判断から、結論として、一連の泉市長のツイッターへの投稿は、地方税法第22条に抵触していることは否定できないものと考えます。

委員長におかれましては、ただいま申し上げた私の判断理由、並びに結論におきまして、ぜひとも報告書に掲載いただくことを、強く望むことを申し上げ、私の最終意見とさせていただきます。

以上です。

○林健太委員長　次に、林委員、お願いいたします。

林委員。

○林丸美委員　調査について、意見を申し上げます。

市職員の証言によりますと、税情報については、非常に個人的な重要なものであり、軽々にそういうものを公表、漏らすことはあってはならない。また、徴税吏員が扱うことのできる課税情報を徴税吏員以外が見ることはできないということでした。市長のツイッター投稿により、課税情報が不特定多数の第三者から見られる状況であることついて、税務室で認識し、財務部長、総務局長、政策部長、広報部長、両副市長にも報告がありました。今回の市民税課による課税情報の市長室への資料提出に関する事務手続きは、通常の決裁手順とは異なりましたが、トップである市長の指示によるためのものであると理解しています。また、ツイッターが個人的なものであるという認識も、職員、市長ご本人の証言からも分かっています。ですが、市長の個人的な問題として市が何も行わなかったことについては、納税者の秘密を守り、利益を保護する徴税吏員として、さらには、住民票をはじめ、明石市民の膨大な個人情報を守る義務があり、市民の幸福を追求す

る市役所職員として適切な対応であったか、トップに対してとはいえ、何らかの進言などがあってもよかったのではないかと考えています。市長がご自身の判断によって投稿されているツイッターとはいえ、市役所組織のトップ、組織の一員であるわけですから、その方が課税情報を漏えいしている状況を放置してきたことは、税務室としては、納税者の秘密を守る、市役所の組織としても、市民の個人情報を守るという点では、その職務、責任を全うできているとは言えず、これでは、市役所全体としての信頼を損なうおそれがあると感じています。公平な立場から検証する第三者委員会の必要性も議論されず、組織としての自浄作用は全く働いていない状況でした。

しかし、このことは、市長の判断が全てに優先する組織体制に何の問題もないという市長ご自身の政治姿勢が組織全体に影響を及ぼしているためではないかと危惧しています。市長の判断が全てに優先することにより担当課としての判断が不要とされるようでは、組織全体が疲弊し、今回のような問題があった場合も、問題の本質に向き合わず、議員に指摘されるからという理由で事態を收拾しようとする本末転倒な事態になるのではないかと考えます。これでは、市民利益の最大化よりも市長利益の最大化が優先されかねません。法令と倫理を遵守した上で、市民に信頼される健全な組織体制、組織運営をトップ自ら行っていただきたいと切に願っております。

また、市のホームページ上に市長ツイッター、市長後援会のバナーが掲載されていたことに関しては、市長ツイッターが明石市としての公の情報発信ではなく、個人的な発信もあるという性質上、また、後援会は、市長個人を応援する団体という性質上、今回のツイートの問題以前に、掲載することは不適切であったと思います。証言によりますと、掲載については、市長室が市長に提案の上、掲載しているということでしたが、市長にはその認識は薄く、知らないという証言、後に、もし聞かれていたんであれば、いいよ発信してというふうに答えると思うと証言されています。記憶が薄れるということは誰しもあるとは思いますが、現状の市長の判断が全てに優先される組織体制であれば、市長の著者物であるツイッター、市長の個人の後援会バナーを、市長の了承なしに掲載することは不可能であると考えられます。この際、市長をはじめ、市としての情報発信の選択について、インターネットリテラシーの向上に努めるべきだと感じております。

以上です。

○林健太委員長　次に、三好委員、お願いいたします。

三好委員。

○三好宏委員　では、私のほうから、意見陳述をさせていただきます。

泉市長も認めているとおり、泉市長は徴税吏員であり、地方税の税額は、地方税法第22条に規定する「秘密」に該当いたします。しかしながら、市長は、市民、国民の知る権利に寄与するためとして、政策判断の過程を知らせることは、政治への信頼を確保するためにも必要で、面談の経過を一定程度市民に知らせる必要があったと証言されましたが、企業との面談を断片的に記載しただけであって、一定の政策判断が行われたことは伝えていない。このツイートからは、政治への信頼確保に繋がるとは到底判断できるものではなく、広く社会一般の利益に関わる目的も見出すことはできない。地方税法の守秘義務を犯してまでもツイートする行為に相当性も見出すことはできないことから、それをSNSで不特定多数の第三者が見られる状態にした行為は、地方税法第22条に抵触するものではないかとの疑義を否定する理由は見当たらない。

また、税情報の取扱いについては、市職員の証言では、徴税吏員が取り扱うことのできる課税情報を徴税吏員以外が見ることができない。徴税吏員は、地方税の調査、課税に関する事務においてのみ、その秘密、税情報を知ることができる。徴税吏員以外が業務上、税の情報を必要とする場合は、税情報の利用申請が提出され、その必要性を精査した上で使用を許可しているにもかかわらず、市長の証言では、徴税吏員でない職員が税情報を見ることは何の問題もないとしています。それは、市長も徴税吏員でありながら、税情報の取扱いがあまりにずさんで、その認識が市長と税務担当職員との間で乖離していることは明らかとなっています。

また、市職員の対応、組織においても、課税情報が第三者からも見られる状況であったにもかかわらず、この市長ツイッターに対して誰も市長に進言しておらず、市長の証言からも、市長の判断が全てに優先する組織体制に何の問題もないとの答弁があり、市役所組織全体の疲弊を露呈するものでありました。市長の職務命令に職員が従う服務義務がありますが、市長の判断が常に正しいとは限りません。市長の意向や判断を優先するあまり、誰も市長に進言できない状況になっていることから、市長の組織運営の問題が背景にあるのではないかと危惧いたします。

そして、本件についての市長の認識ですが、ホームページのツイッター掲載は知らなかったとの証言でありましたが、市長室長は、市長との協議の上、掲載したとの証言で、明らかに食い違いがあります。その後の尋問では、ホームページ

へのツイッターの掲載（フェイスブック、後援会バナー含む）は、もし聞かれていれば載せたらと答えたとも答えており、明石市の公式ホームページからも税情報が流出したであろう事柄への認識不足を露呈しています。

ツイート後も、当該企業に対して謝罪はしておらず、コンタクトも一切取っていない、先方の意思を確認してからとの答弁。また、なぜ明石市公式ホームページからツイッター等を削除したかの問いには、議会が追及しようとしているので削除した。違法かどうかと妥当かどうかとは別のテーマ、法律的に違法でなくても、百条委員会になり、政治的には、結果においても適切ではなかったと答えたものの、反省の色を感じることはできませんでした。

以上のことから判断すると、ツイッターを削除したのは、議員からの指摘があったからとしており、トラブル回避のためと取られかねない発言であります。削除したとしても、一旦、地方税法で守られるべき秘密が公表された事実は残ります。百条委員会が設置されなければ何の問題もなかったとして片付けられる問題ではありません。課税情報を公開された企業が静観しているからといって、何の影響も受けていないと考えているのか。企業も市民であることから、一方的な判断で秘密を公開して謝罪もしないというのは、いかがなものなのか。市長は、本件について、議員からの追及があるからツイートを削除した、百条委員会が設置され、結果として不適切だったなど、自身のとった行動に対して、首長として真摯に向き合い、責任ある発言を行うことはなかったことから、地方税法第22条に抵触する疑いがあると判断いたします。

以上、私のほうからの意見陳述です。

○林健太委員長　次に、梅田副委員長、お願いいたします。

梅田副委員長。

○梅田宏希副委員長　それでは、地方税法上の守秘義務調査特別委員会のまとめにつき、意見陳述を申し上げます。

調査項目の論点について、4項目に整理して、順次、申し上げます。

まず、1項目として、税情報の取扱いについてであります。ツイッターに掲載された税情報は、市長と企業の面談に際して市長からの指示を受けた市長室の担当者から税務担当課に依頼があり、市長室職員の業務用のメールアドレスにメールで提出されたものと判明をいたしました。市職員の証言では、課税情報を徴税吏員以外が見ることはできない。また、地方税の調査、徴収に関する事務においてのみ、その秘密、税情報を知ることができる。また、メールでのやりとりは考

えにくい。また、本人の同意またはその他の法令や特別の定めがある場合に税情報を提供すると証言しております。しかし、市長は、徴税吏員ではない職員が税情報を見ること、また、メールでのやりとりには問題はないと証言しました。また、本人の同意が必要な守秘義務がある情報にも関わらず、当該企業の同意なく、情報、資料の一部をコピーして載せたと言ひ、また、待機児童に関する資料と税情報に関する資料とは、庁内の情報共有の手段として同じと証言しました。

さらに、同じ企業の課税情報でも、情報公開条例に基づく非公開の決定と市長自身のツイッターでの公開とは場面が違う、全く矛盾しない。また、個別に、総合的、全体的に判断してツイートしたのは、全く場面が違う、比べること自体が不合理であると証言しました。また、納税額の多い少ないによって、政策判断に影響は当然ある、企業誘致より住宅開発を進めたほうが有効とまで証言しました。

以上のように、職員の証言と市長の証言を元に判断しますと、1点目に、市長は徴税吏員でありながら、税情報の取扱いがずさんであり、税情報の取扱いについての認識が税務担当者と大きくかけ離れていることが明らかになりました。

2点目に、公文書公開において税額、企業名を非公開とした情報を、市長が証言したように、場面が違うからと、その都度、判断が異なるようであれば、情報公開制度、ひいては市の個人情報保護に関する信頼が根底から揺らぐ危険があります。大変に憂慮すべき地方自治体の末期症状と言わざるを得ません。

3点目に、市長は、税情報の取扱いは慎重を要すると証言しながら、徴税吏員以外の職員が情報を見られる状態にあることを問題とは認識しておらず、さらに待機児童に関する資料と同等の扱いであると証言したことからも、税情報を守る重要性を理解できていないと思わざるを得ません。この認識の甘さは、市政の根幹となる市税の徴収事務に対する信頼を大きく損ない、市政全般に対する市民からの信用失墜につながる重大事であります。

4点目に、政策判断に課税情報を活用することは、税情報の目的外利用であり、窃用に当たるのではないかと懸念しております。ましてや、職員の証言にあるように、納税額の多い少ないが政策判断に影響を与えることなど到底あり得ないし、あってはならないものであります。

2項目として、職員の対応、組織体制についてであります。市職員の証言では、税情報については、非常に個人的で重要なものであり、軽々に公表、または漏らすことはあってはならないとしながら、今回のツイッターへの税情報の掲載は、市長個人の責任と権限において行われたものである、個人の責任において対処さ

れる問題であると断言しました。ところで、徴税吏員の各級職務上、市長の指示で税情報を報告したことには、職務上の措置であり、対応に問題はなかったとはいえ、市長がツイッターに税情報を掲載した時点で進言をしなかったことは、税情報の各級管理者として責任を果たしたとは言えず、いかに市長といえども、全国で事例のない事態を前にして、諫言すべきであった、職務放棄と言わざるを得ないと思います。そして、市長にもものが言えない組織体制になっていることの証左であろうと思います。この点については、市長は、市長の判断が全てに優先する組織体制に何の問題もないと発言したことに驚くとともに、市職員や12名の弁護士職員から進言できなかった理由としても、上意下達の組織体制が固まってしまった、第三者委員会も必要ないと断言したことを見ても、市民本位より市長本位の組織体制になり、組織全体が硬直化、疲弊していると思いました。

3項目として、本件に対する市長の認識についてであります。本件について、市長の証言には、全く自己責任の意識がないと思います。税情報のツイッター掲載については、公益性と態様の相当性があり、地方税法の守秘義務を犯しても問題はないと証言しました。削除の理由は、議員からの指摘があったからとして、トラブル回避のために削除したとも取れる証言であり、また、百条委員会が設置されたことは、市民に申し訳ない、結果として不適切と言いながら、当事者には謝罪の弁もありません。企業も市民であり、一方的な判断で秘密を公開しておきながら、自身の行動に対して、行政の長として市民に真摯に向き合うとともに、責任ある発言と行動を取ったとは、到底思えないのであります。

最後に、4項目として、地方税法第22条に抵触するかについてであります。この第22条には、「地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する」と明確に規定しており、徴税吏員に対して厳しい守秘義務を課しております。市長は、自ら徴税吏員である、また、地方税の税額は「秘密」に該当すると証言しながら、形式的にはこの条文に違反に当たるかのように外観は呈しているが、実質的には、目的の公益性と態様の相当性で違反ではないと証言しました。

そこで1点目に、目的の公益性については、市民、国民の知る権利に寄与するため、また、政治への信頼性を確保するため、一定程度知らせる必要があったとして、ツイートの公益性の理由としておりますが、税情報を掲載することの公益性よりも、文面からは、工場緑地と当該企業の税金の問題が繋がっているかの

ような文脈に思え、公益性に説得力はないと思います。2点目に、態様の相当性については、何をもって相当性があるか明確に示されておらず、市長の主観的な判断であり、客観性が見えず、理解できないものであります。したがって、市長が主張する公益性と態様の相当性を根拠にツイートしたことは、違法ではないとする根拠としては、客観性に乏しく、納税者の秘密を守る以上の理由にはならないと判断するものであります。

結論として、市長の行ったツイッターの投稿は、企業名と法人市民税の税額は、地方税法第22条に規定する「秘密」に該当することは明白であり、これをツイッターで世界の不特定多数の第三者が閲覧できる状態にした行為は、同法に抵触するのではないかと懸念を払拭すべき客観的な理由はないと思うところです。

以上、陳述、報告を申し上げます。

○林健太委員長　以上、各委員から意見を述べていただきましたが、このほか、追加の意見等はございませんか。

なければ、これで終了いたします。

各委員からいただきました意見を踏まえ、調査報告書（案）の取りまとめを行い、次回委員会にて提案させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、地方税法上の守秘義務調査特別委員会を閉会いたします。

次回は、令和4年6月27日の午前10時から開会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後1時48分　閉会

以上は、本委員会の記録であることを証するため、明石市議会委員会条例第20条の規定により押印する。

地方税法上の守秘義務調査特別委員会
委員長 林 健 太